

改定入管法による「中長期滞在者」の各種手続・出頭場所・代理人

届出・申請	出頭・カード受領	代理人	その他
新規住居地届 (法第 19 条の 7, 法第 19 条の 8)	市区町村 (法第 61 条の 9 の 3 第 1 項第 1 号)	〈義務的代理人〉 本人が 16 歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合、 16 歳以上の同居する、配偶者／子／父母／その他の親族（順位あり） (法第 61 条の 9 の 3 第 2 項)	義務的代理人には過料あり (第 77 条の 2)
住居地変更 (法第 19 条の 9)		〈任意的代理人-1〉 本人に依頼を受けた、16 歳以上の同居する、配偶者／子／父母／他の親族（順位なし） (法第 61 条の 9 の 3 第 3 項)	
		〈任意的代理人-2〉 本人または義務的代理人から依頼を受けた者（制限なし） 本人の法定代理人 (法第 61 条の 9 の 3 第 3 項, 規則第 59 条の 6 第 1 項)	
身分事項変更 (法第 19 条の 10)	地方入管局 (法第 61 条の 9 の 3 第 1 項第 2 号)	〈義務的代理人〉 本人が 16 歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合、 16 歳以上の同居する、配偶者／子／父母／その他の親族（順位あり） (法第 61 条の 9 の 3 第 2 項)	義務的代理人には過料あり (第 77 条の 2)
カード更新(永住者・16 歳未満) (法第 19 条の 11)		〈任意的代理人-1〉 本人に依頼を受けた、16 歳以上の同居する、配偶者／子／父母／他の親族（順位なし） (法第 61 条の 9 の 3 第 3 項)	
カード再交付 (法第 19 条の 12, 第 19 条の 13)		〈任意的代理人-3〉 本人または義務的代理人の依頼を受けた、イ) 受入れ機関職員／ロ) 弁護士・行政書士 本人の依頼を受けた、ハ) 法定代理人 (法第 61 条の 9 の 3 第 3 項, 規則第 59 条の 6 第 2 項第 1 号)	
		〈任意的代理人-4〉 本人が 16 歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合 本人の親族または同居人もしくはこれに準ずる者 (法第 61 条の 9 の 3 第 3 項, 規則第 59 条の 6 第 2 項第 2 号)	代理人の行為は、規則別表 7 の 1
資格変更(カード交付) (法第 20 条)	地方入管局 (法第 61 条の 9 の 3 第 1 項第 3 号)	〈任意的代理人-5〉 本人の法定代理人 (法第 61 条の 9 の 3 第 4 項)	代理人の行為は、規則別表 7 の 1
期間更新(カード交付) (法第 21 条)			

永住許可（カード交付） （法第22条）		〈任意的代理人-6〉 本人または義務的代理人の依頼を受けた、イ）受入れ機関職員／ロ）弁護士・行政書士 ハ）法定代理人 （法第61条の9の3第4項，規則第59条の6第3項第1号） 〈任意的代理人-7〉 本人が16歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合 本人の親族または同居者もしくはこれに準ずる者 （法第61条の9の3第4項，規則第59条の6第3項第2号）	（在特・難民認定はカード受領のみ）
資格取得（カード交付） （法第22条の2）			
在留特別許可（カード交付） （法第50条）			
難民認定による資格許可（カード交付） （法第60条の2の2）			
	失効	返納	その他
在留カードの失効と返納	中長期在留者ではなくなったとき （法第19条の14第1項第1号）	14日以内に法務大臣に返納 （法第19条の15第1項）	罰則あり （法第71条の3）
	有効期間満了 （法第19条の14第1項第2号）		
	再入国許可期間を超過したとき （法第19条の14第1項第4号）		
	再入国許可を得ずに出国確認されたとき （法第19条の14第1項第3号）	直ちに法務大臣に返納 （法第19条の15第2項）	
	新たなカードを交付されたとき （法第19条の14第1項第5号）		
	いったん喪失し、上記諸事由で失効した証明書が発見された場合、14日以内に法務大臣に返納 （法第19条の15第3項）		
	死亡したとき （法第19条の14第1項第6号）	親族または同居者が、死亡日ないし証明書発見の日から14日以内に法務大臣に返納 （法第19条の15第4項）	

* 「法」は入管法、「規則」は入管法施行規則（省令）

ex. 法第61条の9の3（本人の出頭義務と代理人による届出等）、規則第59条の6（出頭を要しない場合等）

改定特例入管法による「特別永住者」の各種手続・出頭場所・代理人

届出・申請	出頭・証明書受領	代理人	その他
特別永住許可申請 (特例法第4条)	市区町村 (特例法第18条第1項, 第4項)	〈義務的代理人-1〉 本人が16歳未満の場合、親権者または未成年後見人 (特例法第18条第2項)	代理人の証明書受領拒否には過料あり
特別永住許可申請 (特例法第5条)	地方入管局 (特例法第18条第1項, 第4項)	〈任意的代理人-1〉 本人の親族または同居者 (特例法第18条第3項)	(特例法第33条)
新規住居地届・変更届 (特例法第10条)	市区町村 (特例法第19条第1項)	〈義務的代理人-2〉 本人が16歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合、16歳以上の同居する、配偶者／子／父母／その他の親族（順位あり） (特例法第19条第2項)	義務的代理人には過料あり (特例法第34条)
身分事項変更届 (特例法第11条)		〈任意的代理人-2〉 本人に依頼を受けた、16歳以上の同居する、配偶者／子／父母／他の親族（順位なし） (特例法第19条第3項)	
		〈任意的代理人-3〉 本人または義務的代理人から依頼を受けた者（制限なし） 本人の法定代理人 (特例法第19条第3項, 特例法規則第17条第1項)	
特別永住者証明書の更新・再交付 (特例法第12, 13, 14条)	市区町村 (特例法第19条第1項)	〈義務的代理人-2〉 本人が16歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合、16歳以上の同居する、配偶者／子／父母／その他の親族（順位あり） (特例法第19条第2項)	義務的代理人には過料あり (特例法第34条)
特別永住者証明書の更新・再交付 (特例法第12, 13, 14条)	〈任意的代理人-2〉 本人に依頼を受けた、16歳以上の同居する、配偶者／子／父母／他の親族（順位なし） (特例法第19条第3項)	〈任意的代理人-4〉 本人または義務的代理人の依頼を受けた、イ) 受入れ機関職員／ロ) 弁護士・行政書士ハ) 法定代理人 (特例法第19条第3項, 特例法規則第17条第2項第1号)	
	特別永住者証明書の更新・再交付 (特例法第12, 13, 14条)	〈任意的代理人-5〉 本人が16歳未満、または疾病その他の事由で手続ができない場合 本人の親族または同居者もしくはこれに準ずる者 (特例法第19条第3項, 特例法規則第17条第2項第2号)	

	失効	返納	その他
特別永住者証明書の失効と返納	特別永住者ではなくなったとき (特例法第15条第1項第1号)	14日以内に法務大臣に返納 (特例法第16条第1項)	罰則あり (特例法第32条)
	有効期間満了 (特例法第15条第1項第2号)		
	再入国許可期間を超過したとき (特例法第15条第1項第4号)		
	再入国許可を得ずに出国確認されたとき (特例法第15条第1項第3号)	直ちに法務大臣に返納 (特例法第16条第2項)	
	新たな証明書を交付されたとき (特例法第15条第1項第5号)	直ちに市区町村の長をつうじて法務大臣に返納 (特例法第16条第3項)	
	いったん喪失し、上記諸事由で失効した証明書が発見された場合、14日以内に法務大臣に返納 (特例法第16条第4項)		
	死亡したとき (特例法第15条第1項第6号)	親族または同居者が、死亡日ないし証明書発見の日から14日以内に法務大臣に返納 (特例法第16条第5項)	